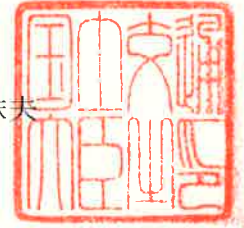


行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 メコンウォッチ  
代表理事 福田健治 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



令和 4 年 1 月 1 4 日付けで請求され、同月 1 7 日付けで受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 1 1 年法律第 4 2 号)第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

請求文書名：

・JOIN が出資を検討する案件について、その案件が環境や社会に与える影響について、JOIN がどのように審査を行うかについての審査・手続きを明らかにする文書(すでに公開されている法律・政令・告示等以上の具体的な基準・手続を明らかにする情報)

2 不開示とした理由

当該請求に係る行政文書については、作成・取得しておらず不存在。

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成 2 6 年法律第 6 8 号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

※また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

【問い合わせ先】 国土交通省

- ・「JOIN が出資を検討する案件について、その案件が環境や社会に与える影響について、JOIN がどのように審査を行うかについての審査・手続きを明らかにする文書(すでに公開されている法律・政令・告示等以上の具体的な基準・手続を明らかにする情報)」については、総合政策局国際政策課
- ・情報公開制度全般については、大臣官房総務課公文書監理・情報公開室

〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 3

TEL : 03-5253-8111 (代表)